

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、綾川町が土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（かんがい排水事業）池の浦地区）を行うことについて平成20年2月7日適当と決定した。

その関係書類を綾川町土地改良課において平成20年2月22日から同年3月13日まで縦覧に供する。

平成20年2月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀